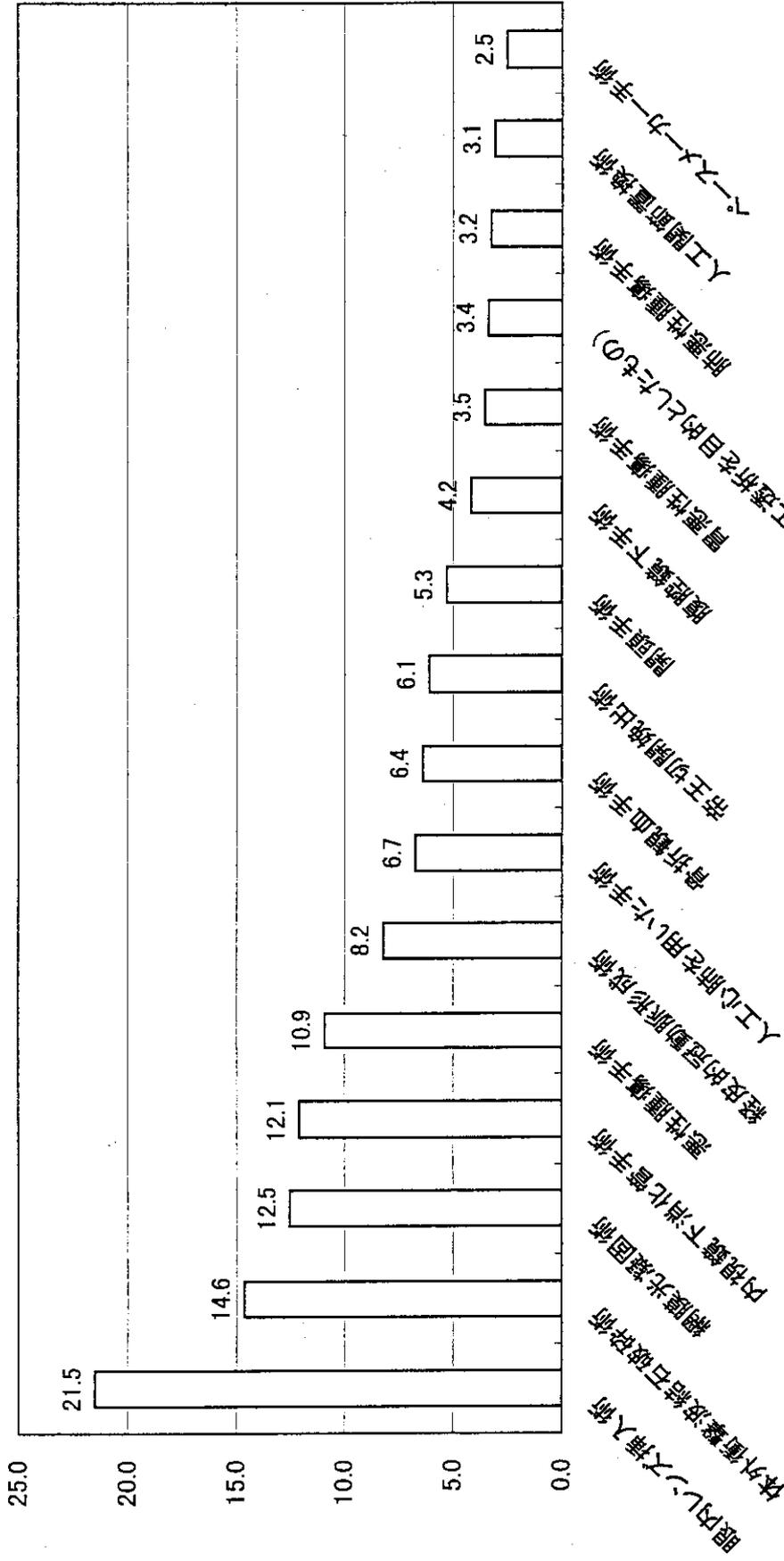


手術別・1病院当たり手術実施件数(平成11年9月)



外科手術(人工心臓置換術)の件数

1. 入院医療の機能評価

医療機関の主な類型

〔療法上の類型〕

類型	対象患者	設備基準	人員配置基準	主な診療報酬	施設数
一般病院	一般患者	<ul style="list-style-type: none"> ・病室、手術室、診察室等 ・病床面積6.4㎡/床以上 (既設4.3㎡/床以上) 	医師 16 : 1 看護婦等 3 : 1 (経過措置) 4 : 1 薬剤師 70 : 1 その他	一般病院入院基本料 ・1日につき828～1,216点 ・療養環境の提供、看護、入院時医学管理等に係る費用を包括 ・患者の入院期間により加算・減算で別に評価	8222 (11.10.1)
特定機能病院 (注1)	主として高度医療が必要な患者	<ul style="list-style-type: none"> ・一般病院の施設 ・集中治療室、病理解剖室、無菌室等 ・病床数500床以上 ・病床面積6.4㎡/床以上 (既設4.3㎡/床以上) 	医師 8 : 1 看護婦等 2.5 : 1 薬剤師 30 : 1 その他	特定機能病院入院基本料 ・1日につき819～1,216点 ・特定機能病院固有の点数 ・療養環境の提供、看護、入院時医学管理等に係る費用を包括 ・患者の入院期間により加算・減算で別に評価 紹介患者加算(1・2) ・300～400点 ・特定機能病院及び地域医療支援病院に限定 ・特に高い紹介率(60～80%以上)を評価 基本的検体検査実施料 ・1日につき140～180点 ・基本的な検査の実施料を包括 ・特定機能病院及び特定承認保険医療機関に限定 基本的検体検査判断料(1) ・600点 ・一部検査の判断料を包括 ・月1回に限り算定 ・特定機能病院及び特定承認保険医療機関に限定 基本的エックス線診断料 ・1日につき40～55点 ・基本的な画像診断料を包括 ・特定機能病院に限定	82 (13.1.1)
地域医療支援病院 (注2)	一般患者	<ul style="list-style-type: none"> ・一般病院の施設 ・集中治療室、病理解剖室等 ・救急用自動車 ・病床数原則200床以上 ・病床面積6.4㎡/床以上 (既設4.3㎡/床以上) 	医師 16 : 1 看護婦等 3 : 1 薬剤師 70 : 1 その他	紹介患者加算(1・2) ・300～400点 ・特定機能病院及び地域医療支援病院に限定 ・特に高い紹介率(60～80%以上)を評価 地域医療支援病院入院診療加算 ・入院初日に490～900点 ・地域医療支援病院固有の点数 ・24時間救急医療の提供等を評価 ・紹介率80%以上であればより高く評価	27 (13.1.1)

療報酬上の類型)

類型(導入時期)	対象患者	主な設備基準	主な人員配置基準	診療報酬上の評価	施設数(12.7.1)
救命センター(昭和59年3月)	<ul style="list-style-type: none"> 意識障害又は昏睡 急性心不全等 	<ul style="list-style-type: none"> 救急蘇生装置 呼吸循環監視装置 自家発電装置 	<ul style="list-style-type: none"> 専任の医師が常時救命救急センター内に勤務 麻酔医等が常時待機 	救命救急入院料1・2 <ul style="list-style-type: none"> ・1日8,000～10,600点 ・14日を限度 ・入院基本料、一部検査等を包括評価 	機関数 142 病床数 1331
定集中治療室(昭和61年4月)	<ul style="list-style-type: none"> 意識障害又は昏睡 急性心不全等 	<ul style="list-style-type: none"> 集中治療室の広さは、1床あたり15㎡(新生児用は、9㎡)以上 ・バイオクリーンルームであること ・救急蘇生装置 ・呼吸循環監視装置 	<ul style="list-style-type: none"> 専任の医師が常時特定集中治療室内に勤務 看護婦が常時患者2人に1人の割合で勤務 	特定集中治療室管理料 <ul style="list-style-type: none"> ・1日7,700～8,900点 ・14日を限度 ・入院基本料、一部検査等を包括評価 	機関数 389 病床数 2990
新生児特定集中治療室(昭和61年4月)	<ul style="list-style-type: none"> 高度の先天奇形 ・低体温 ・重症黄疸等 	<ul style="list-style-type: none"> 集中治療室の広さは、1床あたり7㎡以上 ・バイオクリーンルームであること ・救急蘇生装置 ・新生児用呼吸循環監視装置 	<ul style="list-style-type: none"> 専任の医師が常時新生児特定集中治療室内に勤務 看護婦が常時患者3人に1人の割合で勤務 	新生児特定集中治療室管理料 <ul style="list-style-type: none"> ・1日8,500点 ・14日を限度 ・入院基本料、一部検査等を包括評価 	機関数 178 病床数 1189
合周産期特定集中治療室(平成8年4月)					
母体・胎児集中治療室	<ul style="list-style-type: none"> 合併妊娠 ・妊婦中毒症 ・多胎妊娠等 	<ul style="list-style-type: none"> 集中治療室の広さは、1床あたり15㎡以上、治療室に6床以上設置 ・バイオクリーンルームであること ・救急蘇生装置 ・分娩監視装置 	<ul style="list-style-type: none"> 専任の医師が常時母体・胎児集中治療室内に勤務 助産婦又は看護婦が常時患者3人に1人の割合で勤務 帝王切開が必要な場合、30分以内の児の娩出が可能となるよう医師等を配置 	母胎・胎児集中治療室管理料 <ul style="list-style-type: none"> ・1日7,000点 ・14日を限度 ・入院基本料、一部検査等を包括評価 	機関数 18 病床数 199
新生児集中治療室	<ul style="list-style-type: none"> 新生児特定集中治療室と同様 	<ul style="list-style-type: none"> 治療室に9床以上設置 ・その他の基準は新生児特定集中治療室と同様 	<ul style="list-style-type: none"> 新生児特定集中治療室と同様 	新生児集中治療室管理料 <ul style="list-style-type: none"> ・1日8,600点 ・原則21日を限度 ・入院基本料、一部検査等を包括評価 	機関数 18 病床数 244
範囲熱傷特定集中治療室(昭和63年4月)	<ul style="list-style-type: none"> 2度熱傷30%程度以上の重症広範囲熱傷患者 	<ul style="list-style-type: none"> 集中治療室の広さは、1床あたり15㎡以上 ・熱傷用空気流動ベド ・救急蘇生装置 	<ul style="list-style-type: none"> 専任の医師が常時広範囲熱傷特定集中治療室内に勤務 看護婦が常時患者2人に1人の割合で勤務 	広範囲熱傷特定集中治療室管理料 <ul style="list-style-type: none"> ・1日7,900点 ・60日を限度 ・入院基本料、一部検査等を包括評価 	機関数 26 病床数 60

<p>特定感染症指定医療機関 第一種感染症指定医療機関 (平成12年4月)</p>	<p>・新感染症又は一類感染症に罹患している患者等</p>	<p>・特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関であること</p>	<p>・看護婦が患者2人に1人の割合で勤務</p>	<p>一類感染症患者入院医療管理料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7日以内：8,900点 ・14日以内：7,700点 ・入院基本料、一部検査等を包括評価 	<p>機関数 4 病床数 12</p>
<p>特殊疾患入院医療管理 (平成12年4月)</p>	<p>・脊椎損傷等の重度の意識障害となる患者の8割以上が上記の者)</p>	<p>・病室床面積が、患者1人当たり6.4㎡以上</p>	<p>・看護要員が、患者2人に1人以上 ・看護要員の最小必要数の5割以上が看護職員 ・看護職員の最小必要数の2割以上が看護婦</p>	<p>特殊疾患入院医療管理料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日2,000点 ・人工呼吸器加算等を除く診療に係る全ての費用を包括評価 	<p>機関数 19 病床数 137</p>
<p>特殊疾患養病棟 (平成6年4月)</p>	<p>・脊椎損傷等の重度の意識障害者等 ・重度の肢体の不自由障害者等 ・児童(者)等の重度障害者 (対象となる病棟の患者の8割以上が上記の者)</p>	<p>・病棟床面積が、患者1人当たり16㎡以上</p>	<p>・専任の医師が常勤 ・看護要員数が患者2人に1人以上 ・看護要員の最小必要数の5割以上が看護職員 ・看護職員の最小必要数の2割以上が看護婦</p>	<p>特殊疾患養病棟入院料</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 2 2. 1日2,000点 2. 1日1,600点 ・人工呼吸器加算等を除く診療に係る全ての費用を包括評価 	<p>機関数 1 : 48 2 : 91 病床数 1 : 3607 2 : 7320</p>
<p>小児入院医療管理 (平成12年4月)</p>	<p>・15歳未満の者</p>		<p>・医師の員数が医療法標準以上 ・小児科の常勤医師が1人以上配置 ・看護職員数が患者3人に1人以上 ・看護職員の最小必要数の4割以上が看護婦</p>	<p>小児入院医療管理料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日2,100点 ・投薬、注射、手術等の費用を除く診療に係る全ての費用を包括評価 	<p>機関数 156 病床数 34133</p>
<p>回復期リハビリテーション病棟 (平成12年4月)</p>	<p>・脳血管疾患、脊髄損傷等3ヶ月以内の患者 ・骨折した患者 ・大腿骨頭部、下肢又は骨盤等の骨折発症後3ヶ月以内の状態での入院した患者等</p>	<p>・リハビリテーション科を標榜している病院 ・総合リハビリテーションの届出を行っている ・病室床面積が、患者1人当たり6.4㎡以上 ・廊下幅が1.8m以上(両側居室の場合は、2.7m以上)</p>	<p>・専任の医師1人以上が常勤 ・理学療法士2人以上及び作業療法士1人以上が常勤 ・看護職員数が患者3人に1人以上 ・看護職員の最小必要数の4割以上が看護婦 ・看護補助者が患者6人に1人以上</p>	<p>回復期リハビリテーション病棟入院料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日1,700点 ・180日を限度 ・リハビリテーションの費用等を除く診療に係る全ての費用を包括評価 	<p>機関数 34 病床数 1675</p>

<p>緩和ケア病棟 (平成24年4月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 末期の悪性腫瘍及び後天性免疫不全症候群の患者 	<ul style="list-style-type: none"> 病棟床面積が、患者1人当たり30㎡以上 病床床面積が、患者1人当たり8㎡以上 患者家族の控え室 	<ul style="list-style-type: none"> 医師の員数が医療法標準以上 緩和ケアを担当する医師が常勤 看護婦が患者1.5人に1人以上 	<p>緩和ケア病棟入院料</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日3,800点 地域加算等を除く診療に係る全ての費用を包括評価 	<p>機関数 81 病床数 1489</p>
<p>精神科急性期治療病棟 (平成8年4月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 急性期の集中的な治療が必要な精神病患者 	<ul style="list-style-type: none"> 精神病床が200床以上又は全病床の7割以上 隔離室 	<ul style="list-style-type: none"> 医師の員数が医療法標準以上 精神保健指定医が2人以上常勤(入院料1) 看護職員数が患者2.5人に1人以上 看護職員数の最小必要数の4割以上が看護婦 看護補助者数が患者10人に1人(入院料2) 看護職員数が患者3人に1人以上 看護職員数の最小必要数の4割以上が看護婦 看護補助者数が患者6人に1人 	<p>精神科急性期治療病棟入院料</p> <ul style="list-style-type: none"> 1・2 1:1日1,650点 2:1日1,600点 精神科専門療法等を除く診療に係る全ての費用を包括評価 	<p>機関数 1:64 2:8 病床数 1:3452 2:628</p>
<p>精神療養病棟 (平成6年4月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主として長期にわたる療養が必要な精神障害者 	<ul style="list-style-type: none"> 食堂、談話室、浴槽等(入院料1) 病棟床面積が、患者1人当たり18㎡以上 病室床面積が、患者1人当たり5.8㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> 当該病院に精神保健指定医が2人以上常勤(入院料1) 看護要員数が患者3人以上 看護要員数の最小必要数の5割以上が看護職員 当該病棟に精神保健指定医である医師及び作業療法士等が常勤(入院料2) 看護要員数が患者5人以上 看護要員数の最小必要数の8割以上が看護職員 当該病棟に精神保健指定医である医師が常勤 	<p>精神療養病棟入院料1・2</p> <ul style="list-style-type: none"> 1:1日1,100点 2:1日800点 精神科専門療法等を除く診療に係る全ての費用を包括評価 	<p>機関数 1:395 2:146 病床数 1:46508 2:15135</p>
<p>老人性痴呆疾患治療病棟 (平成4年4月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 急性期の集中的な治療が必要な精神障害者及び行動異常が特に著しい痴呆患者 	<ul style="list-style-type: none"> 精神科を標榜している病院 病棟床面積が、患者1人当たり23㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医師及び専従の作業療法士がそれぞれ1人以上勤務 看護職員数が患者6人に1人以上 看護補助者数が患者5人に1人以上 	<p>老人性痴呆疾患治療病棟入院料</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日1,312点 精神科専門療法等を除く診療に係る全ての費用を包括評価 	<p>機関数 126 病床数 6823</p>

<p>老人性痴呆疾患療養病棟 (平成4年4月)</p>	<p>・精神症状及び行動異常が著しい痴呆患者</p>	<p>・精神科を標榜している病院 ・病棟床面積が、患者1人当たり18㎡以上 ・60㎡以上の生活機能回復訓練室</p>	<p>・精神科医師及び専従の作業療法士がそれぞれ1人以上勤務 ・看護職員数が患者6人に1人以上 ・看護職員数の最小必要数の2割以上が看護婦 ・看護補助者数が患者6人(入院料2の場合8人)に1人以上</p>	<p>老人性痴呆疾患療養病棟入院料 1・2 ・1:1日1,137点 ・2:1日1,106点 ・精神専門療法等を除く診療に係る全ての費用を包括評価</p>	<p>機関数 1:140 2:7 病床数 1:8900 2:366</p>
---------------------------------	----------------------------	--------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

急性期入院医療の診療報酬上の評価

入院基本料加算	点数	算定要件	届出状況(12.7.1)	
			医療機関数	病床数
入院時医学管理加算	60点/日 14日を限度	常勤医師数が許可病床数の100分の12以上 外来入院比率1.5以下	98	33,091
紹介外来加算	100点/日 (特定機能病院は140点) 14日を限度	許可病床数200床以上 紹介率30%以上	244	112,863
紹介外来特別加算	50点/日 (紹介外来加算に追加) 14日を限度	紹介外来加算の要件を充足 外来入院比率1.5以下	117	41,993
急性期病院加算	155点/日 14日を限度	紹介率30%以上 平均在院日数20日以内	178	53,868
急性期特定病院加算	200点/日 14日を限度	紹介率30%以上 平均在院日数20日以内 外来入院比率1.5以下 院内事故防止対策委員会の定期的な開催 全ての入院患者に係る退院時要約の記載とICD コーディングを実施	3	1,247
救急医療管理加算	600点(入院初日)	救急病院等において、休日又は夜間に救急医療 を受け、重症患者を入院させた場合	—	—
乳幼児救急医療管理加算	150点(入院初日) (救急医療管理加算に追加)	救急医療管理加算定患者が6歳未満の場合は、 乳幼児救急医療管理加算として更に150点を加算	—	—

1 急性期特定病院加算に関する施設基準

- (1) 紹介患者加算1，紹介患者加算2，紹介患者加算3又は紹介患者加算4の地方社会保険事務局長への届出を行っていること。
- (2) 次に掲げる保険医療機関であって、医療法第30条の3の規定に基づき都道府県が作成する医療計画に記載されている救急医療機関であること。
 - ア 地域医療支援病院（医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院）
 - イ 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令8号）に基づき認定された救急病院
 - ウ 「救急医療対策の整備事業について（昭和52年医発692号）」に規定された病院群輪番制病院
- (3) 院内事故防止体制がとられていること。

具体的には当該保険医療機関において、次に掲げる対策がなされていること。

 - ア 当該医療機関において、院内事故防止対策委員会が月1回程度、定期的開催されている。
 - イ 院内事故防止対策委員会は、病院長、看護部長、薬剤部門の責任者、事務部門の責任者、その他関係職種の実務責任者から構成されている。（MRSA院内感染対策委員会の委員と兼務することは差し支えない。）
 - ウ 当該医療機関内における院内事故発生状況等を記した「院内事故情報報告」が月1回程度作成されており、当該報告が院内事故防止対策委員会において十分に活用されている体制がとられていること。当該報告は、入院中の患者及び入院中の患者以外の患者における院内事故の発生状況を把握し、以後の院内事故防止対策に活用することを目的として作成されるものである。また、当該報告には院内事故防止対策の上で改善すべき点等も記載することが望ましい。
- (4) 詳細な入院診療計画が作成されていること。
- (5) 地域医療連携室を設置し、地域における急性期の患者の受け入れ体制を円滑にするよう努めていること。
- (6) 診療実績評価の基盤整備として、全ての入院患者の退院時要約の記載とICDコーディングが実施されていること。
- (7) (6)に基づいて、当該医療機関における疾病別患者数や手術件数等診療実績の開示を求